

令和6年度

障害者雇用対策・障害福祉 関係予算等に関する要望

令和6年度 厚生労働省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 有吉 万里矢

肢体不自由特別支援学校に通う子供たちや保護者の多くは、乳幼児期から成人期も含めた生涯にわたる切れ目のない支援を望んでいます。医療的ケアのある児童生徒がどこに住んでいても成人期を迎えても、最適な支援を受けられることが願いです。

社会の一員として役に立ちたいと願っている肢体不自由者やその保護者が、希望をもって働き続けることもできるように、以下のことを要望いたします。

1 切れ目のない支援体制の構築

特別支援学校での学びの蓄積を、卒業後の進路先でいかす仕組みが確立されています。学校と、就労支援機関や進路に関わる医療や福祉の関係機関との情報共有を円滑に進める連携支援コーディネーター等の配置をしてください。

2 卒業後の生活の充実

- (1) 肢体不自由特別支援学校卒業生の多くが生活介護事業所を進路先としています。ICT機器の使用の継続や、身体機能の維持に有効な姿勢の保持や運動の継続など、学校で学んだことをいかすことができる事業所運営のための支援機器等を準備する費用の補助をお願いします。また特に医療的ケアがある場合、受け入れ先不足は深刻です。障害があっても地域でいきいきと暮らせるよう、内容の充実した事業所運営のためのさらなる支援をお願いします。
- (2) 本人の活動意欲を満たすことや家族が離職するしかない状況にならないためにも、卒業後、通所活動終了時間から夕方時間を過ごすことができる居場所づくりを早急に進めてください。
- (3) 働く力のある肢体不自由者が自立をするためにも、普段家庭生活上で利用している訪問看護師や介助者をそのまま継続して就労時にも利用したり、通勤時における移動支援の制度を利用したりできるようにお願いします。さらに、オンラインによる雇用の促進もお願いします。
- (4) 肢体不自由特別支援学校卒業生が就労する場合、就業時間への配慮だけでなく本人の機能を十分にいかすための支援への周りの方の理解が欠かせません。国から企業経営者等への積極的な理解促進をお願いします。

3 福祉サービス申請の簡素化

福祉サービス受給の申請をはじめとした行政への手続き書類が多く、簡素化を望んでいる方が多くいます。基本的に変更がなければ継続確認とするなど、行政の方にとっても手間の少ない手続きにより、安全なシステムづくりをお願いします。

4 成人医療へのスムーズな移行の実現

難病児や重症心身障害児が成人期を迎える時に、特に新生児疾患など乳幼児期からのかかりつけ医がいる場合等、高度な専門的知識に加えて多岐にわたる診療科の連携が必要となり、医療の移行自体ができないケースが存在しています。重症心身障害児・者が地域で安心して暮らせるよう、単純に年齢で区切らない個別の対応をお願いします。

5 きょうだい児支援と保護者支援の充実

- (1) 障害児の通学や学校での医療的ケアのために一定期間でも保護者の付き添いが必要な場合、未就学のきょうだい児のいる家庭では、簡単に通学することができません。通学をあきらめてしまう保護者もいます。例えば、居宅介護を利用している本人のきょうだい児（未就学児に限り）支援を可能とする、というような取り組みをお願いします。
- (2) 子供の介護のため就業を継続できなかった保護者の能力をいかすため、正社員登用を目指しての社会への復帰、再就職のサポートをしてください。具体的には、介護の必要な正社員の就業時間や就業形態の多様性の容認、企業側への理解促進や雇用促進となる国のガイドラインの制定をお願いします。